

戦前の日本赤十字社看護婦の思想形成の背景にあるもの

山本 捷子

A Study of the Social and Education Influence on the Spirit of Japanese Red Cross Relief Nurse Pre World War II

Shoko YAMAMOTO

要旨：

現在でも、戦前の日本赤十字社の救護看護婦の活動を讃えている人々がいるが、それはなぜかという問題意識から、戦前の日赤看護婦にはどのような思想が期待されたか、ならびにそれが社会の思想、特に女子教育とどのように関連しているかを検討した。

日赤看護婦の活動を支えた思想は、俗に「不撓不屈の日赤看護婦精神」といわれるものである。それは日赤の初代社長佐野常民の訓示や救護員十訓という徳目の教化や、直接的間接的な皇室崇拝の教化によって培われ、日赤看護婦に期待される「尽忠報国」や「奉仕、忍耐、献身」の思想が形成されたといえる。

日赤看護婦思想形成の背景には、明治中期以後の教育勅語教育体制や女性観として良妻賢母思想の教育が存在し、学校教育と日赤看護婦の思想形成の教育方法は、儀式や旗、歌など情緒的注入方法の点で共通することを明らかにした。

キーワード：

日本赤十字社看護婦養成、救護看護婦、救護員十訓、教育勅語体制、良妻賢母

Summary：

Why, even now, do people give such high praise to the Relief Nurse of the Japanese Red Cross of pre-World War II? This study is an investigation of what kind of spirit was expected of Japanese Red Cross Nurse in pre-World War II times.

The relation of this spirit to the stream of social thought and women's education at that time was clarified.

The nurse's spirit of the Japanese Red Cross was called "Sacrificial" and "Inflexible", and these endurance qualities supported their hard tasks and sufferings.

key words:

Training of Relief Nurse in Japanese Red Cross, Relief nurse,

The ten admonitions for Japanese Red Cross Nurse

The Imperial Rescript on Education

The thought of Good wife and Wise mother

はじめに

第二次大戦前のわが国の小学校の庭には、奉安殿とともに薪を背負って本を読んでいる二宮金次郎の石像が立っていた。それは「労働の合間にも寸暇を惜しんで学問せよ」と子どもに期待される

「刻苦勉励」を象徴するものであった。しかし、戦後の教育批判によって、二宮金次郎像は奉安殿とともに撤去されて、今は全く見ることはない。

平成8年4月に開学した日本赤十字秋田短期大学の玄関前には、戦前の日本赤十字社（以下「日

赤」と略す) 救護看護婦の制服姿の銅像が建てられている。それは戦時救護に従事した日赤秋田県支部の殉職救護員の業績を後世に伝えるために、昭和52年日本赤十字社創立百年記念に際して、秋田赤十字病院構内に建てられていたが、病院の新築移転と看護専門学校の日赤秋田短期大学への昇格に伴って、現在地に移されたものである。銅像の右横には昭和15年建立の小さな石碑が立っており、昭和12年の日華事変の日赤秋田支部派遣救護班2箇班の医師・書記・使丁および看護婦29名の名前が記されている。移転の時には、その中の一人に当時の活動を話して頂く記念講演会も行われた。移転当時、「過去の事跡は顕彰すべきだが、玄関前に建てることは現代の看護教育のシンボルとして、ふさわしいものだろうか」とか、「戦前の救護看護婦像を讚美することはアナクロニズム(時代錯誤)だ」と、いくらか批判の声も聞かれたが、論議されることもなく、建設準備段階からの計画通りに移転が進められた。

戦前の日赤看護婦の養成の目的は国家目標遂行のためであり、その活動は国家の要請に基づいて行われた歴史的事実であり、過去の事跡は消去できない。また戦前の教育を受けた人々の中に、現在でも救護看護婦像を日赤の、あるいは看護婦のシンボルと考え讚美する人々が存在していることも事実である。

では、何故に日赤救護看護婦は世間の人々に讚美されるのであろうか。日赤看護婦はどのように育てられ、活動したのか。それは世間の人々にどのように受け止められ、どのような価値観と同調したのであろうか。

看護婦に求められる役割は、その時代の政治・社会・文化・科学などの変化に伴って異なるが、その活動は人間の見方や看護婦の社会的な地位を支えている思想を基盤とするものである。そこで、さきの問題意識を解く手がかりとして、本稿では戦前の日赤看護婦の活動を支えた思想、すなわち、その態度・行動のバックボーンとなる信念、信条はどのような内容であるか、どのような形で教えられたか、またそれを育んだ時代背景とどのように関係しているかについて、特に看護婦の精神面の教化の内容や学校教育との関連について、検討を試みる。

なお、戦後の日赤は1952(昭和27)年の日本赤十字社法によって、戦前とは異なる性格をもつようになったので、本稿はあくまで戦前に限定して

考察する。

1. 日本赤十字社救護看護婦の養成の経緯とその活動

「文明開化」「富国強兵」「殖産興業」は、長い鎖国で遅れていた日本の近代化へのスローガンであった。明治新政府は、1872(明治5)年に徴兵制度を定め欧米にならった軍隊を整え、その他にも教育や医療、郵政、交通、警察などの諸制度を敷いた。

明治維新後の征韓論をめぐる政争から起こった西南戦争を契機として、博愛社が設立された。博愛社の淵源は、アンリ・デュナンが提唱して発足した「ジュネーブ条約」(1863)と万国赤十字社の存在にある。佐賀藩の佐野常民は、パリ万国博覧会(1867)に藩の物資を展示するために参加し、その展示場で赤十字の存在を知った。さらに明治政府の元老院議員となって軍備のためにヨーロッパ諸国を視察した時に、列強国の赤十字活動を見て回って、軍備とともに救護組織の必要性を認識していた。同胞が傷つけ合う国内戦に際して、佐野常民らは、「敵身方の差別なく救護する」組織として、1877(明治10)年5月、勅許を得て「博愛社」を設立した。

その後博愛社は1886(明治19)年、有事に際して必要な救護員を養成しておくために病院(現在の日本赤十字社医療センター)を開設した。日本政府はジュネーブ条約に加盟し、1887(明治20)年博愛社は日本赤十字社と改称された。1890(明治23)年から救護看護婦の養成を開始したが、その際にはイギリスのナイチンゲール看護婦学校を参考にして養成規則を定め、教場における授業と病院勤務と全寮制度の生活の中で教育をおこなった。

1991(明治24)年の濃尾大地震での活動の後、各県支部での救護員の養成の必要性が認識され、日清戦争(1895)の前後から、広島、大阪、富山、長野、天津、旭川などで養成が開始された。

ちなみに、秋田支部は1896(明治29)年から秋田病院と本社病院に委託して、さらに1914(大正3)年に病院が開設されると付属養成所で、救護看護婦の養成を始めた。今年度で閉校するが、100年間に通算88回生まで約2千人の卒業生を出している。

最初の日赤救護看護婦の戦時活動は日清戦争の時、広島陸軍予備病院へ、高山盈看護婦監督と

27名を送り、また東京の日赤本社病院でも清国の傷病兵を収容して看護を行なった。以後、北清事変（1897）や日露戦争（1904,5）では中国の大連・青島などの病院で救護を行った。病院船で大陸と広島間の傷兵輸送が行われたのも北清事変が最初であった。第一次世界大戦（1915）ではヨーロッパ（ロシア、フランス、イギリスなど）へ看護婦を派遣、満州事変（1931）および日華事変（1937）からの日中戦争では中国大陸各地の兵站病院や病院船輸送の救護に派遣された。太平洋戦争（1941～45）に至ってはフィリッピン、ニューギニア、サイパンなど西太平洋諸島、インドネシア、ビルマ（現在のミャンマー）の戦場で、日本軍医療班とともに傷病兵士の救護に当たり、多くの看護婦が辛酸艱苦を味わい命を落とした。日中戦争（1937）から第二次大戦終結（1945）までの派遣救護班は960班、31450人、戦病死者は1815人に上った。

日赤看護婦は、明治以後の政府が起こした全ての戦争・事変の戦時救護という表舞台で活動した。また、一方では平時の活動としては病院看護や家庭への派出看護、災害発生時（濃尾大地震、三陸津波、関東大震災、太平洋戦争における空襲被災など）にも、救護の重要な任務を果たした。

世間では「従軍看護婦」（正式名称は「救護看護婦」）と言われ20歳以上のすべての男子に徴兵義務があった時代に、男性に伍して戦場に赴いた日赤の救護看護婦は、戦地の傷病兵にとってはまさしく「救いの天使」であった。日赤秋田短大玄関前に立っている銅像は、70歳前後以上の人々の記憶に明瞭に残っている救護看護婦の姿である。紺色のサージの制服、同色のリボンのキャップ、黒の編上靴、白い手袋、両肩から斜めに医囊と水筒を下げた看護婦の姿は、凛々しく優雅で、銃後の人々、ことに軍国少女達の憧れの的であったという。

外見が憧れられただけでなく、その功績は社会的にも讃えられた。たとえば日清戦争に従事した看護婦の叙勲、日露戦争後には殉職した看護婦の靖国神社合祀、赤十字国際委員会が表彰するナイチンゲール記章を贈られるなど、女性としても、看護婦としても、日赤看護婦は名誉を受けることが多かった。

2. 日赤看護婦の養成の内容と方法

養成開始の頃の入学資格は、「年齢20～30歳、

普通の文を読み、仮名まじり文を作り、算術の心得がある者」であった。明治5年に学制がしかれ、女子にも就学が勧められたが、明治20年代後半の小学校就学率はまだ30%程度であり、そのような時代に、読み書きができ入学できたのは、士族の女性が多かった。全寮制で修学年限は1年半と病院勤務2年間で（後に全期間3年に改正）、さらに卒業後20年間の応召義務があった。女性が職業をもつこと自体が珍しい時代に、3年間も家を離れて修業し、結婚後にも招集に応じなければならぬということ、看護婦になるという強い信念や、その覚悟を持ち続けるための強固な信条、精神力ともいべきものが必要であった。

日赤看護婦の養成の目的は、日本赤十字社の任務である軍隊の衛生幫助という役割を果たすためであった。「看護の業」として傷病兵の身の回りの世話だけでなく、診療の補助技術、特に手術介補、戦傷外科系統の巧みな「技」の習得が要求された。それだけでなく、女性としての徳を兼ね備えた看護婦として育てることも重要視された。

時代の変化によって何度か養成規則の改正が行われたが、教授科目は、看護に必要な解剖生理、看護法や治療介輔、繃帯法、傷者運搬法等の他に、軍人勅諭、陸海軍制規、赤十字条約などは変わらず教えられた。明治37年からは修身科が加わったり、英語や小笠原流礼式作法なども取り入れられている。

巧みな「技」を実践する看護婦として、日常の技術の訓練だけでなく、それらを実践するための態度・行動の修練が重要とされ、看護婦および女性としての徳、品性や作法を、教場での講義は軍医である教官から、また「勤務」と称する臨床の場と全寮制の寄宿舎の日常生活の中で、先輩から後輩へ徒弟的な方法で厳しく訓練され、しつけられた。

3. 日赤看護婦の思想の教化

日赤看護婦を特徴づける独自の精神として、どのような思想が、どういう形で教化されたかを探ってみよう。

1) 『訓示』による思想の教化

入学式や卒業式など式典の際の訓示や祝辞は、儀礼的、形式的なものであっても、受ける当事者にとっては、「心構え」を作るきっかけとなるものである。訓示の内容が、当事者の志と一致していればいるほど、情緒に訴え、心に刻み込まれる

ものである。

ことに、日赤の初代社長の佐野常民が卒業式や救護派遣の際に述べた訓示（諭令・告示・訓諭などといわれる）は、創立者の言葉として、後々まで重い意味を持っていた。

まず、1891（明治24）年10月の濃尾地震の際に初めて救護班に派遣されたのは、養成を開始して1年半の生徒や「従来看護婦」であった。派遣される看護婦への諭令で佐野社長は、『至誠をもって救護に従事する。奮勉艱苦に堪へる。節操をもって品行を慎むの三点を守り、戦時出張と同様に心得れば、将来の戦時救護に対する布石となる』と、自然災害時の救護が戦時救護の訓練となると強調している。

1892（明治25）年5月の第1・2回生合同の卒業証書授与式における佐野の演説では、『日赤看護婦は普通の看護婦とは違うのである。博愛慈善を主とするが、国家に身を捧げて負傷した軍人を救護する看護婦もまた国家に報ゆるものという精神がなければならない』という趣旨を述べている。

さらに、最初の教科書『日本赤十字社看護學教程』（1896（明治29）年編纂）の序文にも、佐野社長の訓示が詳しく述べられている。その概要は、『看護婦の業は難しく、其の任は重いが、殊に日赤看護婦は戦時軍人の救護を行うのであるから普通看護婦とは異なる。事變に際してはいつでも、どこにいても、すぐに応召赴任することは軍隊の徴兵応召と全く同じである。かのナイチンゲール嬢に倣って、辛酸艱苦を耐え忍び深厚な慈愛と堅貞な志操をもって彼我の別なく傷病者を救護しなければならない。それによって上は皇室の御恩眷にお答え申し上げ、社員に期待に添うという精神を持たなければならない』と「軍人救護一皇国」が日赤看護婦に特に求められていることを述べている。

また、1898（明治31）年8月、従来の佐野社長の訓誡を集大成して『日本赤十字社看護婦訓誡』を精神教育の指針として示し、日常の態度・行動を訓育する基本とした。それには「看護の業」の治療介輔に際しては敏活静肅、傷病者看護は忠良易直・懇篤親切・公私の区別などの態度行動をとるように注意している。看護婦集団にあっては、上司の命令指導への服従・階級秩序を守り、侮蔑・誹議・讒誣しないようにと諫めている。

これらの訓示や訓戒から、日赤看護婦の養成においては、看護の学術・技術と軍紀礼式の講習を

通して、①報国恤兵、②皇室への報恩、③慈愛忍耐の志操の精神を養うことが重要であると、その精神教育に意が尽くされていたことがわかる。

2) 皇室崇拜思想の教化

日赤は、西南戦争の際の博愛社の救護活動資金を始め、皇室からの経済的援助（下賜金）や物質的援助（病院敷地の払い下げ）など、直接的な恩恵によって経営されてきた。また日赤社条例は勅許によって定められた。日赤は創設の初めから有栖川宮熾仁親王や小松宮彰仁親王などの皇族を総裁に推戴した。日清・日露戦争の後には、それらの親王の御諭旨や「仁愛」「徳」などの書を教科書や篇額に見ることができる。

また、皇后陛下の患者へのお見舞いや包帯材料病衣などの下賜、日赤総会などへの行啓が行われ、直接に接する機会も多かった。

日赤の紋章は、昭憲皇太后の簪のデザインを模した「桐竹鳳凰」の中に赤十字がおかれている図案である。また、大正14年に貞明皇后より賜った御歌（みうた）「四方の国（よものくに）」は、国歌「君が代」と同じように重々しい旋律の曲であるが、日赤の歌として、現在でも式典の際には斉唱されている。

さらに日赤看護婦は「外勤」と称して、華族・政府高官などの上流家庭の看護に派遣される機会があり、上流階級にも通じる礼儀作法、品格を養うことが求められ、小笠原流礼法の授業も行われた。

訓示や修身で教え込まれ、皇室の人々と濃密に接触し、またさまざまな形式によって皇室と日赤のつながりが深いことを経験し、そこから「日赤看護婦は特別な看護婦」という「選良意識」が育まれたことは当然であるといえよう。このようにして皇室に連なる特権意識の醸成、看護の任務を通してお国のために献身する皇国報恩の思想が、普通の人以上に強く教化されたのである。

3) 『救護員十訓』にみる思想の教化

日赤看護婦思想の教育において特記すべきは「救護員十訓」の教えである。その成立の初めは、明治29年刊行の教科書「日本赤十字社看護學教程」の序論に見られ、何度か文言の修正がされているが、日赤看護婦の持つべき精神が10箇条のスローガン、20の徳目で表されている。

ここでは教科書『甲種看護婦教程（第7版）』

(1926年刊)に掲載されており、現在にも伝えられている十訓を示す。

- 一. 博愛ニシテ懇篤親切ナルヘキコト
- 二. 誠実勤勉ニシテ和協ニカムヘキコト
- 三. 忍耐ニシテ寛裕ナルヘキコト
- 四. 志操堅実ニシテ克己自制ニカムヘキコト
- 五. 恭謙ニシテ自重ナルヘキコト
- 六. 謹慎ニシテ規律ヲ重ムスヘキコト
- 七. 勇敢ニシテ沈着ナルヘキコト
- 八. 敏活ニシテ周密ナルヘキコト
- 九. 質素ニシテ廉潔ナルヘキコト
- 十. 温和ニシテ容儀ヲ整フヘキコト

これら20の徳目は、人間の持つべき徳であり、素直に読む限りひとつひとつ価値あるものである。『救護員十訓』は戦前の日赤看護婦養成所では、「校訓」のように扱われた。講堂に掲額され、生徒は暗記し、朝礼・行事・集会の際に斉唱した。参加者全員で繰り返し唱和していると、言葉のひとつひとつの意味が吟味されるというよりも、そのスローガンは、あたかも宗教における「お経」や「讚美歌」のように、情意的に意識の中に取り込まれていくものである。明治23年に制定されてわが国の教育を支配した「教育勅語」と同様に、日赤の救護員十訓は、徳目の暗唱・唱和によって看護婦の思想を形成したのである。

ところで『救護員十訓』の徳目は、どのような意義を持つだろうか。私なりに少々解釈を加えてみたい。

「博愛、懇徳、親切、誠実」は相手に対して無私の気持ちで尽くすことであり、「勤勉、和協、忍耐、寛容」は己を無にして相手や任務や周囲の状況に対する態度である。そのためには、次ぎの「志操堅固、克己、自制、恭謙、自重、謹慎」など自分自身の意志や感情の強い抑制が基盤として重要になる。結局、これは看護の対象である兵士に、業務上の医師や上司先輩に対する「滅私の奉仕・献身」であるということが出来る。

次いで「規律、勇敢、沈着、敏活、周密」は、看護技術や救護活動の実践の際に求められる男性原理にもとづく態度を表している。「質素、廉潔、温和、容儀」という徳目は、儒教道德にある、いわゆる「婦徳」であり、いずれも自分の気持ちや欲求という自発的な意識からというよりも、他者に対してとるべき女性としての態度・規範であり、外部から要求されることを察して、自己意識を殺してその求めに応ずることが求められる。

日赤看護婦は、これらの徳目をスローガンに、「お国のために奉仕する看護婦」を目標として育てられたのであり、看護婦生徒は努力した。そして、これらの徳目が、状況によって使い分けられ、日常化し行動化されることによって、個人的にも、集団的にも日赤看護婦のエートスとなった。それは、つまるところ「忍耐強く、従順に献身する看護婦精神」いわゆる「不撓不屈の精神」というべき「日赤（看護婦）精神」を作り上げ、それは伝統となり、先輩から後輩へ継承されてきたといえよう。

4. 日本の「ナイチンゲール精神」

佐野常民に限らず、日赤看護婦養成においてはナイチンゲールを日赤看護婦の手下と考えたり、看護婦の行動規範を「ナイチンゲール精神」と言うことが多いが、それはなぜだろうか。

フローレンス・ナイチンゲールは、クリミア戦争（1854～55年）において、トルコのスタタリの英国陸軍病院やクリミア半島の野戦病院で軍の衛生業務に携わった。ナイチンゲールはクリミア戦争では、兵舎の環境や栄養や清潔の面での改善を図るために、軍の衛生管理者や政府の強固な官僚主義を相手に闘い、その結果兵士の死亡率を40%から2%へ激減させた。傷病兵の健康を回復させ、健康な生活を整え維持するという「看護の機能」を具体的に実践したのである。昼間は管理の上の激務のため、傷病兵士の見回りや世話は夜中にせざるを得なかったため、「ランプを持てる貴婦人」と呼ばれて、当時のイギリス本国で称賛を浴び、そこから「クリミアの天使」伝説が作られたのである。

また、ナイチンゲールは、当時の国際状況からも戦争を否定することはなく、さらに、アンリ・デュナンの国際的救援組織結成の提唱には賛成しなかった人物である。しかるに、戦前の国家主義のわが国では、彼女の看護の本質からの働きや赤十字の理念とに関係なく、上流階級の女性でありながら従軍した看護婦という一点で、ナイチンゲールを偶像化し、わが国の「従軍看護婦」のモデルとしたのである。その結果「ナイチンゲール精神」とは、日赤看護婦に期待される「博愛」「奉仕（国家・兵士への）」「献身」「忍耐」などの徳目を意味することばに置き換えられたのである。

5. 日赤看護婦の思想に影響した女性観と教育

明治中期から、第二次大戦直後まで日本の女性は、小学校時代から『教育勅語』で「皇国民」「尽忠報国」の思想を、高等女学校においては「良妻賢母」思想を教え込まれた。特に教育勅語体制においては、こどもは教育勅語を暗記・斉唱し、祭日や行事における儀式、ご真影や奉安殿拝礼などを通して皇室崇拝を教化された。国民は、思想的・政治的に家父長制天皇制全体主義国家の中に包括された。特に女子は男尊女卑の儒教的女性観のもとに家族や国家の中に埋没してしまい、個人としての権利は認められず、その個性を發揮することは困難であった。

日赤看護婦に対する特別な聖職者観は、小学校と高等女学校における陶冶を基礎に、社会的な思潮として、国民に植え付けられていた。

日清戦争の勃発の時から太平洋戦争まで、「出征する看護婦」としてジャーナリズムにさかんに取り上げられた。戦地に派遣される日赤看護婦は、「天皇の赤子（せきし）」の看護を行うことが「尽忠報国」の実践であり、天皇制国家主義の国民の中で「女ながらにお国へ御奉公できる」という日赤看護婦は大変名誉なことであると推奨され、世間にもはやされ、認知されたのである。

女子教育の主眼である「良妻賢母」という思想は、単なる男尊女卑思想ではなく、わが国独自の家庭内において、男女性役割分業を価値づけているところに意義がある。わが国の看護婦規則（1925）では、看護婦の基礎教育は高等小学校卒であったが、日赤看護婦の多くは高等女学校卒（昭和8年からは高等女学校卒と規定された）であったから、小学校卒業生以上に強く「良妻賢母思想」が教え込まれていたであろう。

医療における看護婦と「良妻賢母」はどのように解釈できるであろうか。

医療の場においては、男性である軍医にとっては従順で、懇篤親切な看護婦は<良妻>となる。懇切丁寧、沈着冷静な日赤看護婦は、手際よく治療介補の技を發揮して医師をよく補助する<良妻>として、この上なく尊重されたであろう。一方、戦場や病床での傷病兵は母親の優しさと助けを求める。殺伐たる戦場において、的確に苦痛を去り、やすらぎを与える看護婦は、こどもを賢く優しく守る<賢母>そのものであったに違いない。これらの実践が生々しく、また思い出深く記述された従軍看護婦や兵士の手記は枚挙にいとまがな

い。これこそが日赤看護婦の存在価値を如実に示す場に他ならなかったのである。

小学校における修身教育では、皇后陛下と日赤看護婦とナイチンゲールをとおして、博愛と報国の思想を、子どもに意識づけた。

皇后の「慈愛」の徳と皇室の恩恵を日本赤十字社への行啓や被災者見舞いの様子を通して教えた。また修身教科書には、大英帝国時代のナイチンゲールは「生き物をあわれめ」や「博愛」という単元で取り上げられ、クリミア戦争における活躍を「ランプを持てる貴婦人」「クリミアの天使」として紹介された。これらから「女の身でも戦場に」という価値観を植え付けたことは疑いない。

これらは「皇后陛下の御仁愛」と「日本赤十字社」と「ナイチンゲール」を知らず知らずに結びつけ、ナイチンゲールが赤十字の創設者の如き誤解を生んだり、少女達に日赤看護婦に憧れさせることに役立ったと言えよう。

学校教育と日赤看護婦の思想教育に共通する点は、『教育勅語』『救護員十訓』のような徳目を並べた標語、修身科の授業や儀式での「畏れ多くも有り難いおことばと行い」、白地に赤色の「日の丸」と「赤十字」旗、厳かな旋律の「君が代」と「御歌四方の国」の音楽など、感性に訴える効果のある教育方法がとられたことであった。

6. 結論

日本赤十字社救護看護婦養成所に入学する女性は、基礎教育として小学校や高等女学校で教育を受けてきている。戦前のわが国の学校教育では教育勅語教育体制という天皇制家父長的国家主義にもとづく価値観の思想教育を受けていた。その結果少女たちは、「クリミアの天使」ナイチンゲールに憧れ、「女性の身でお国の為に御奉公しよう」と看護婦をめざしたのである。

また、社会のエートス（行動規範）は、良妻賢母思想の男尊女卑や性別役割分業を自明の理としていた。さらに女性は家父長制の下で自己の権利を主張することはもとより、問題意識をもったり個性を發揮することは困難であった。

日赤救護看護婦は、そういう社会の思想背景をもって入学し、「報国恤兵」の実践者たることを信じ、行動するよう教育された。『救護員十訓』の教えや、実習（勤務）や日常生活の中で、徒弟的な方法で「不撓不屈の日赤精神」が養われ、その強い信念・信条で、戦地救護に、また病院看護

に邁進した。それは時代と社会が求めたものであり、日赤看護婦は精一杯努力し、実績を上げた。それは否定されるべきものではないし、戦時救護という赤十字の任務から見ても容認されてしかるべきものであろう。

終わりに

戦後50年余経過しているが、多くの人は旧態依然とした女性観（男女性別役割）を無意識にもっている。また、前の戦争批判や教育批判は公然とは行われていない。戦前の日赤看護婦養成の歴史研究からは、「看護婦は如何にあるべきか」という精神論が強く教育されていたことを捉えることができた。先輩諸姉に聞く話や、数多くの戦時救護の手記から、「不撓不屈の日赤精神」は、看護婦諸姉の生きる上でのバックボーンとなって、戦中戦後を通して幾多の困難を克服する強い杖であった。

しかし、忍耐強く従順であることは、反対方向から見れば、主体的な思考や問題意識、言い換えれば創造性・主体性・リーダーシップなどを育むための妨げになったのではないだろうか。それが戦後に継続された教育の中で、なかなか変革を許さない閉鎖性や前例主義となって、日赤看護の発展を阻む要因の一つになったのではないだろうか。

本学玄関前の救護看護婦像「女性版二宮金次郎」を単純に讃美することはアナクロニズムに他ならない。誇り高い日赤救護看護婦であっても、過去の業績は功罪両面から捉える必要がある。

赤十字の理念は「人道」という人類普遍の倫理観を含んでいる。戦前と時代も社会情勢も異なっている現代と将来に向けて、赤十字の教育に携わる者として、赤十字の本質を十分に理解し、その理念にもとづいた行動化ができる人を育てる任務がある。戦前の教育が教条主義的教化 *indoctrination* であったことから学ぶべきことは、自ら考え、行動できる主体性のある人を育てることの大切さである。それは同時に、看護者に求められる「優しさ」だけでなく、*Reflective Thinking* ができ、自律的に行動できる人を育てることもある。

本研究から残された課題は、戦前の国家主義体制の中で、赤十字の理念はどのように教えられ、学んだのかという視点での追究や、戦後の教育にどのように影響したかを具体的に調査検討し、今後の赤十字の教育の方向性を探ることである。

主要な参考文献

- 1) アンリー・デュナン教育研究所編 J・アンリー・デュナン著 寺家村博訳『ソルフェリーノの記念』メヂカルフレンド社 1983年
- 2) 亀山美知子著『日本赤十字社と看護婦』ドメス出版 1984年
- 3) 北村勇他監修『人道～日赤の手引～』蒼生書房 1991年
- 4) 日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』明治44年第1巻～昭和60年第9巻
- 5) 日本赤十字社編『日本赤十字社救護看護婦養成資料稿』明治44年
- 6) 日本赤十字社衛生部編『日本赤十字看護婦養成百年記念誌』1992年
- 7) 日本赤十字中央女子短期大学編『日本赤十字中央女子短期大学90年史』昭和55年
- 8) 日赤中央女子短大史研究会編『日本赤十字看護教育のあゆみ』蒼生書房 昭和63年
- 9) 山本捷子『戦前の日本赤十字社病院における看護実践と教育の実態』日本赤十字看護大学紀要 No.7 1993年
- 10) 梅根悟監修『女子教育史・第二編 深谷昌志「日本の女子教育」講談社
- 11) 小柴昌子「高等女学校史序説」銀河書房1988年
- 12) 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房 1991年
- 13) 桜井役『女子教育史』昭和18年初版、日本図書センター昭和58年複製
- 14) 高嶋伸欣『教育勅語と学校教育』岩波ブックレット No.171
- 15) 千野陽一「近代日本婦人教育史」ドメス出版 1979年
- 16) 永原和子『良妻賢母主義教育における「家」と職業』女性史総合研究会編「日本女性史第4巻近代」所収 東大出版会 1982年
- 17) 村上信彦「大正期の職業婦人」ドメス出版 1983年
- 18) 中村紀久二解説『復刻国定修身教科書』大空社 1994年
- 19) 元田永孚『幼學綱要』宮内省 明治14年
- 20) 山住正己『教育勅語』朝日選書 1980年
- 21) 山本捷子『戦前の日本赤十字社救護看護婦思想の教育に関する研究：女子教育との関連を中心に』1997年3月 秋田大学大学院修士論文